

0405

希臘土耳其交戦一件

次官

大臣

海軍省

海軍省

電報寫

(出羽)

機

希臘土耳其南戰ミタル「グリート」事件ニ於ケル列
 國ノ聯合ハ依然ト存シ「バルガリ」ハ中立ヲ固守
 スル由ナリ目下ノ有様ニ依レバ歐羅巴全體
 平和ヲ損スルコトハ萬ナカルベシ結局此上開
 戦ハ西國ニ取リ無益ニシテ互ニ得ル処ナカル
 ベント、批評アリ土耳其軍隊希臘ノ第一防
 禦線ヲ東部ニ於テ破リ「ラリツサ」ニ向テ進
 軍報知アリ

三西勝セ一り

佛國

伊東大佐

軍令部長

大臣


軍令


軍令


電信譯文

三十年四月廿二日 癸
廿三日 看

大隈外務大臣

在澳國

高平公使



供覽

希臘 土取 兩國ノ交戦ニ関スル 當國ノ輿論ハ土耳

古國終ニ勝ツヘシ 若シ之ニ及シテ希臘國萬一勝利

者タルコトアラハ全般ノ紛乱ハ之ニ次キ起ルヘシト

フニ在ルカ如シ又獨逸露西亞兩國ハ土耳其國

ニ宣戦ヲ勸告シタリトノ疑ヲ抱ルモノアリ 兎ニ角

露西亞境大ニ到西國ハ土耳其國(?) 版圖ノ舊態

ヲ保續スルニ汲々タルカ如ク而シテ獨逸國亦境

太利國ノ為ニ此ノ希望ヲ共ニスルニ似タリ独逸
 國皇帝ハ四月二十一日ヲ以テ當地ニ来着セリ墺太利
 國皇帝カ近日露國ニ向ケ出發セラル、ノ事實ニ徴
 スレハ獨逸國皇帝ノ来遊ハ重大ノ事ニ屬スト思
 ハル

本官ハ今夕瑞西國ニ向テ出發ス

陸軍省

軍務
軍務

軍事課

電信譯文

大隈外務大臣

在英

加藤公使

三十年四月廿二日
廿四日着

大臣



希臘土耳其兩國交戦ニ對スル列國ノ政策ハ目下傍

觀ニ在リ交戦ノ結果今ヨリ尙ホ明瞭ナルニ至ラハ

多ク干涉スベシ今日マテハ希臘軍甚ク不利ナリ土

次官



耳古軍ハ遠カラスシテ大勝ヲ得ベキカ如シ歐洲ノ

共同ハ依然タリ而テ尙繼續スベシ

大臣



次官



供覽

軍務局

軍務局



1170

四三

軍務局文

三十二年四月十九日
三三〇番

大隈の務



老

陸軍省代理長

四月九日、於テ希臘兵ノ乱兵土耳古兵、其境
 内ニ侵入セシガハ、終ニ敵対ノ傾向アルニ申シ、四月
 十八日ヲ以テ土耳古兵政府ニ書ヲ送リ、諸兵ニ送リ、攻戦
 ノ責ハ希臘兵ニ在ルヲ以テ土耳古兵ニ攻戦ヲ送
 續スヘシトモ希臘兵ノ事係ニシテ猶然ナリトクリ
 一ト島兵ニ其是境ヲ退去スルヲ於テ、戦闘ヲ
 停止スヘシト、旨ヲ通シセリ

外務省

大臣 齊

電信訳文 "三年四月十五日發" "二十日着"

大隈外務大臣

出料

在英

加藤公使

次官

信

兩國を境に於て希臘國ノ株シル挑發的處置、爲土耳其國ハ遂四月十七日ヲ以テ希臘國ニ對シ戦ヲ宣セリ

軍務局

電信訳文 "三年四月十九日發" "二十日着"

大隈外務大臣

在露

本野臨時代理公使

土耳其希臘兩國間ノ交際ハ断絶シ兩國ノ代表者ハ各召還セラシタ

リ土耳其司令長官ハ直ニ動作ス(キ)ノ命ヲ受ケタリ故ニ開戦ハ

宣告セラシタルモノト認ム

0412

第一局

第二局

第三局

信

官房 一四四号

大臣局

次官



軍務局

0413

軍令部



電報譯 二月廿九日午後二時五分巴黎發
日 二月廿九日午後三時五分東京發

海軍省 河野副大臣 伊東右佐

去す日ハクリトニ於テ改羅巴解合艦隊ハ希臘
ヲ揚ゲカカリテ進ミ暴徒ニ向ヒ砲撃セリ改羅巴諸艦
國ハクリトヨリ希臘ニ委託スルコトハ危險ト見做シ共ニ
改羅巴ノ平和ヲ維持セシカガソ極力干渉處分スル
コトニ決スニテ日英國佛國德俄議會互ニ國務
大臣ノ明言シタル此政略ニ賛成シタリ

五

五

IMPERIAL GOVERNMENT TELEGRAPHS

Address

Station

Kanansho 26297

Date

18

Office No.

31

Class

S

Time received

355P

Remarks

Itō
Kaiguncho
Tokio
TT

No.

47434

Words

63

Given in at

Paris

Date

26th 2-97

H.

4 30P

Matens proa crete ancharius
cytonius deturbo agricultor forsit
copindus catellus conuilus canie
obsuo amythaon praedamno acula
anagnesta appulsus pestilitis cydonius
pallor Niodoku agricultor crete

0414

IMPERIAL GOVERNMENT TELEGRAPHS

Address

Station _____ Date _____ 18

Office No _____

Class _____

Time received _____

Remarks

X Medix

Words _____

Given in at _____

Date

18 号 統 元 年 閏 4 月 7 日

Catellus forsit amythaon accibo pono
 medix attero beatitau cydonius
 famas accessio catellas fabitus
 petibus mines tubulus kanshis osurus
 ponto prorens iter in calfacio benecodus
 mentiens agricultor depulsus inscens
 famas nahumachia noxia ingemino pra
 rius amythaon malesuadus nubigena

Delivery Form

0415

廿九日 閣議 第一八八

人事 内閣送付了

機密 邦計方

戦時海軍死亡者取扱規則ヲ改正ス

卷三 百六十丁

達 四十六

五月廿四日

同則第九條ヲ改正ス

卷五 百九十九丁

達 百三十八

十二月廿四日

海軍省

大臣 濟

軍務局

電信譯文明治三十年四月二十六日 著

村上

次官

大隈外務大臣

在露本野臨時代理公使

露國政府、希土交戦ヲ右兩國向ニ限局シ且ツクリート島ニ関

シ現今列國向ニ存在スル協商ヲ維持スルニ盡カシツ、アリ數日前

此ノ目的ヲ以テ列國ニ通牒ヲ發シ露國政府ハ攻勢ヲ取リタル者

ヲシテ戦勝ノ利ヲ獲セシムヘカラスト主張シ且ツ交戦者ノ一方ヨリ情

ボスルニアラサレハ干涉ノ起ラザラントヲ望ミ若シ干涉ノ止ムベカラサ

ルニ至ルトキハ宜シク共同シテ之ヲおサントヲ請ヘリ而シテ英國ヲ除ク

諸國ハ皆露國ノ提議ニ同意シタルモ英國ハニ對シ多少

軍令部

印

村

印

0417

本館が 數名ノ外國代表者トノ會社ニ依リ之ヲ察スレバ歐洲ノ
 協同ノ甚ク華國ナリト云フヘカラス事皆戰爭ノ勝敗如何ニ繫
 リテ止向題ニ於テスラ合同ハ完全ニアラス

大臣

次官



軍務局



村上

電信訳文 明治三十年四月廿八日倫敦發
四月三十日東京着

大隈外務大臣

加藤公使

希臘ハ大敗ヲ蒙リ今ヤ土耳其人ハ事實上「セツサイ」主
権者タリ當地及大陸ノ新聞ハ希臘ニ列國ノ滯留ヲ請ハン
コトヲ勸告シツ、アリ

6170

平令部



大臣濟

電信譯文 廿年五月 四日 發

次官



在伊國



大隈外務大臣

栗野公使

軍務局

希臘國王ノ命ニ依リ反對党ノ首領「ラリ」ハ四月三十日ヲ以テ新
内閣ヲ組成セリ 該内閣ハ休戦ノ議ヲ提出シタリ 諸大國ハ希臘
軍ノ「クリー」止島ヨリ退去スル迄ハ干渉セサルベシ

0250

軍令部



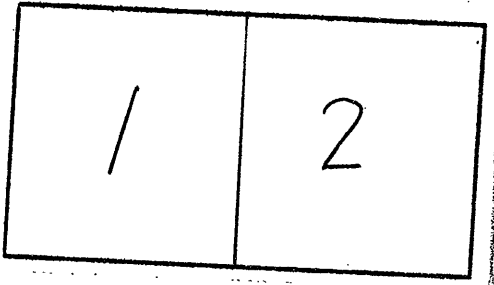
第一局

第二局

第三局



分割撮影ターゲット

分割した 部分の 撮影順序	
分割撮影 した理由	A 3 判 以 上 の た め
上記のとおり分割撮影した事を証明する。	

別紙希上事付者

ル一トニ電報以て送

付致す一上事付者

下海軍大臣ニ控覽

供し及極近至計

中成存存行上事

令依りは兵中遊也

致す

五日

内田洋行社長殿

土岐海軍大臣殿

此令依り送付す

引續き送付す

有る事

此令各處
引續
有

土岐
内田

五

下海軍大臣
供之及極
中
居
教
教

大臣

次官

軍務局



電報原文



軍令部



0423

列国協同ノ提議ハ抛棄セラレタリ
 フビカチアレヨリフアンタニ退キタル希願軍
 ノ敗退及退却ハラリフサレ、敗軍及退却ノ
 時ニ於ケン如ク全ク指揮宜シキノ失ヒタル結
 果ニシテ全隊ノ恐慌ヲ来シ其向兵士ノ徳
 義ト訓練ハ首尾モ痕ヲ留メサリシ有様ナリシ
 戦争中軍隊ノ相破撃ヲセシ時向ヨリ考フルニ
 死傷ノ数ハ甚タ少カリシカ如シ(電文宛明ノ点アリ)
 フクリ止嶋民ハ自治ノ申込ヲ拒絶シ而シテ該嶋
 ノ希願ニ合致セシトシ要スルナリ

大臣

次官

軍務局

電報決文

ありま

三百人（水兵あり）「ボーロ」に上陸し市街ヲ取囲ミタリ
諸国ハ土耳其希臘間、仲裁ノ為ス
（シト）後存ニ行ハル
希臘ハ糧食硝薬ノ欠乏ヲ生ラセントス

0424

軍令部

第一局
第二局
機報課

大臣 濟

次官

鳥居

軍務局

電信譯文 廿年五月七日發
八日着

出羽

大隈外務大臣

在露

本野臨時代理公使

第三十五號

村上

當地駐在希臘國代表者ト對話ノ模様ニヨリ察スルニ歐洲各
強國內閣ハ調停ニ関シ目下高議中ナルカ如シ頃日露國外
務大臣ヨリ發シタル通牒書アルニ係ハラス各強國ハ希臘國ノ
承諾ヲ得ルコト疑ヒナキニ於テハ之ニ関涉セントスルモノ、如シ然シモ
即^今希臘國ハ戰鬥ヲ停止スルノ意ナラシ又雅典ヨリノ電報ニ依ルモ
新內閣ハ戰鬥ヲ繼續スルコトニ決定シタル由ナリ

0425

軍令部

吉岡



大臣 濟

次官

軍務局

0426

軍令部



電信譯文 三十年五月十日發
土日看

大隈外務大臣

在露本野臨時代理公使

第三十七號

巴里ヨリノ電報ニ依ル希臘各強國ニ向テ公然調停ヲ請求セリト
云フ独逸國ハ沈重ナル態度ヲ持スルモノ、如シ土耳其政府ハ平和
ヲ望ム傾向アリト休戦到底承諾セザルベシ且同政府ハ少額ノ償
金ト國境ニ幾分ノ劃改ヲ加フルコトヲ請求スベシト云フクリト
島ニハ自主權ヲ許與セラルベシ



大臣

次官

軍務局

軍令部

2750

軍事課

おりの

陸軍

電報法文

村上

赤澤の戦事、継続スルニ決シタリ

巴理ノ慈善會ニ恐ルヘキ出火アリテ其建物ハ

十二分向ニ燒落チタリ死件ノ發見ハ既ニ百以上

ニ及ビ生死不明者中ハアレシソレハ伯爵夫人「クレ

伯爵夫人「ガリエ」山侯爵夫人「シニエ」將軍

等アリ既ニ發見セラレタリ死件ノ運搬ニ十四輛ノ車

ヲ要シタリ

巴理一般ニ哀悼ノ意ヲ表シ劇場ハ皆閉サレ

タリ「(電文不明)ハ其姉妹ナル「アレシ」ト夫

人ノ死ヲ痛惜セリ

希臘軍ハフファルンサラヨリ退去レドモロニシテ
 土耳其軍ヲ激戰キタントス且希臘軍ハフファル
 スケレヲモミテ退却セリ
 歐洲諸國ハ調停ヲ試ミレトス

大臣 濟

次官



電報 正文

五日ナリ



軍務局

軍務局



軍令部

0429



奔兵「わオロ」ヲ退去し其防衛不ノ奔軍ハ「フア」
ルサラヨリ退陣スルニ際シ大敗ヲ蒙レリ

下令部

0430



軍務局

次官



大臣



機報課



送第六三三號

フシリート事件ニ関シテ乃臣等シ通テ英ハソ
以候事其部トシテ右字等ニ進カ
ヨリ候モ十月三十一

外務大臣の者大隈重信



海軍大臣の者西郷從道殿

軍務局

五月五日

○クリート事件（三月廿六日付報告）

クリート事件に對し各大使聯合艦隊は在領海軍兵を為す所

視るに今日迄の状況進むに非ず退くにも能はず依然として在領地外

其海面ヲ守り希臘軍ノ舉動ヲ傍觀スルニ過キサルモノ、如クナリキ

難ハリテ希臘軍ノ舉動ヲ察スルニ其所作傍若無人ニシテ全島を

併テ奪取ヲ實行シタルモノ、如ク唯多少各國占領海兵と衝突スルコト

ヲ避ケルニ遠慮ヲ為スルノミ

クリート事件に對し各大使聯合艦隊ノ意向は其連合艦隊カノ如ク所ナリ

以來一途スルニシテラカレノ徴記トナスコトヲ得ニシテクリート事件後

着ホク之ヲトスルコトヲ得カリトスルニ各大使一隊ノ處置執リハ漸ク

昨今ノ以テ一段徳ニ就ケルモノハ即チ此ノ事ニ於テソリスベリトイ
 外ニバルブカーク氏由國上院并ニ下院ニ於テナシタル聲言ニヨリテ
 之ヲ遂ニ得ルハソリスベリト侯ハ露佛摺摺伊ノ五大新ニ駐在
 スル其各大使ニ發電シテ曰ク所等ハ各自駐在ノ政府ニ告グルニ英
 政府ハ左ノ政略ニ冀ムル教マラ公ニ在セント歎スルコトヲ以テスヘシ向
 テ英政府ハ口政略ニツキテハ連合憲法カ多ク一段セルコトヲ信スル
 英政府ハソリスベリト行政上ノ自治制ヲ望ムルヲ以テ國際在領ノ終法
 ルニ必要ナル條件ト思考スルコト并ニ英政府ノ思考スル所ニヨレハソ
 リトニ自治制ヲ望ムルコト多ク同嶋ハ土有具帝四ノ一部トモテ存ス
 ハキノ必要アリト并ニ土有具及帝嶺島政府等名大行ノ決議ヲ

X

若夫コト、界、土、其、及、テ、備、ノ、為、國、カ、各、種、ノ、要、求、ニ、拘、ラ、ス、其
 海、陸、兵、ヲ、ク、リ、ト、山、嶋、ヲ、引、キ、去、ル、コ、ト、ヲ、議、諾、セ、ル、ト、於、テ、其、承、諾
 七、カ、ル、國、ニ、對、シ、連、邦、ノ、兵、力、ヲ、以、テ、其、決、議、ヲ、遂、行、ス、ト、テ、事、細、シ、テ
 以、後、電、ノ、譯、言、ハ、昨、日、ヲ、以、テ、上、殿、言、セ、ラ、レ、タ、リ、以、テ、上、殿、言、ニ、イ、ト、シ、得
 一、下、數、日、ノ、間、時、味、於、於、同、時、經、過、セ、ル、各、大、邦、ノ、連、合、一、時、ノ、政、略、
 同、ス、ル、議、議、ノ、漸、ク、シ、テ、遂、マ、レ、ル、ト、思、ハ、ナ、リ
 是、ヨ、リ、先、各、國、兵、同、政、略、ニ、從、セ、カ、リ、シ、概、況、ヲ、察、ス、ル、ニ、概、況、ハ、其、在、邦
 同、製、ニ、關、ス、ル、和、言、ノ、他、於、ニ、比、シ、甚、輕、ロ、ク、拘、ラ、ス、先、ッ、界、一、テ、テ、備
 軍、ヲ、ク、リ、ト、シ、海、陸、ヨ、リ、引、キ、掃、ハ、シ、ラ、ル、ヲ、以、テ、專、要、ノ、政、略、ト、ナ、ス、皆
 一、各、邦、ニ、提、出、セ、ル、ト、シ、先、ッ、之、レ、ニ、因、テ、テ、表、シ、ラ、ル、ハ、露、國、政、略、

國人民其改体より其其ノ竊未ラ脱セント欲スルコトクリート及
 徒并ニ希儀國臣ノ希望ニ内情ヲ示スヲ以テ政府ニ容易ニ果斷
 ノ電ヲ執ルヲ能ハルノ状アリ英國ニ於テモ自由黨人トハ勿論
 他一般ノ國民ニシテ若年希儀ノ概ヲ知ケタル「バイ」ニ請儀勇
 氣ヲ夢ニシルモノアルニシテ「アル」ニ「事件」ヲ「執
 リ」奉ルニ「其」從「之」儀者ノ地位ヲ「業」ニ「其」ト云ハ「一」ニ「暴
 君」ヲ「思」ヒ「之」ヲ「知」ルハ「仁義」ノ道ニ「允」ラ「ス」ト「思」フ「ル」モ「多」ク「改
 存」モ「大」ニ「欲」スル所アルニ由リ「之」ルニ「今」「摺」ヒ「露」國ノ「内情」ヲ「知
 リ」テ「先」シ「テ」「海」ヲ「改」略「ス」ル「止」セルヲ「折」々「故」ト「キ」ニ「允」ラ「ス」簡「短」ニ「テ
 討」スルハ「摺」ヒ「目」意「ト」露國ヲ「知」ケテ「遼」東「割」ル「干」涉「セ」ル「如」ク「今

固モ西歐國ノ之ヲ迎ヒ利害ノ爲ニ東邦國影ニ在後キ政略ヲ想ヒ
 セルナリ露政府ハ獨ノ自家ニ阿レル状況ヲ利用シ標ヲシテ自國ニ志
 思ヲ發者セシメタルモ、此ノ事標リ本友ノ見ハ否ナルニシラス、此
 或ハお交友ニ言亦一夫ニ此リトスナリ

伊佛ト維ル又英ト維ル其人氏カ此ニ希冀ニ因情ヲ表スルモ多
 キモ希冀ニ因情ヲ表スルハ政略ヲ執リカノ、歐洲各州ノ破ルモ願シ

スト云フモノ、此ハ故ニ歐洲各州ニ一夫ノ政策ヲ執リテ亦和ヲ維持
 スト云フ界一ノ主眼ヲリトス而シテ、ハ政略ニハ政略同モ亦目ニ大ニ希望

ヒノルヲ得テ、ハ状況アルナリ亦陳セル英政府ノ嚴言ヲ見ル、初メ猶
 露カ重傷セシ兵カヲ以テスルモ希冀ヲテクリ、ハ初メキ希ハシムルト

×

之條件ヲモ備へ何トナシハモ論ニヨシハ上ニ其ハソリトシ其帝
 國ノ一部タルヲ失ハル以上其嶋内駐在ノ兵ヲ引クノ請渡セカレシト
 見込タルヲ以テ兵ヲ引クノ命スルノ必要アリトスルハ橋次カニ儀
 也如ク希羅等ノ引揚ニ関スルニハ又英佛伊カ確シトナシ
 ルソリトシテ其意ヲ察スル備へ有テ見テ況合ハシテ修テクハ蓋シ歐洲
 亦其維持ニトナシテ其意ノ一ニ存スルナリ
 英仏伊等ノ亦初ニ維持セシトナスルモ其ノ宣ナリ其國カ亦初
 ナ維持ニトナシテ其意ノ一ニ存スルナリ
 ノニヤ事件ノ發生セルニ其意ノ一ニ存スルナリ其國カ亦初
 ナ試ミテ其意ノ一ニ存スルナリ其國カ亦初

其保護者ノ地位ニ至リテハ、
 動法濃ニテ且ツ信義無人ナリキモ
 親密ノ交際アリ、
 其ノ疑ヒシ事、
 又お事也、
 タルヤ、
 密國ハ、
 如シ、
 事ナリ、

十四

有其一國を維持保存せしむるも、他は此ラス一旦之しかる列
 國に見し年歐洲諸國の「バルカン」諸國の争ひに之しかりき取
 手し然るに、テ歐洲の大勢を悉く之を以て、其國の兵力
 一にテ、俄憲兵の一軍、物故とせしハ、アラスカ、現に本及
 其地取らば、
 之を、陸軍、好む、此ハ、コソボ、山、事件、起る、其、表、之、ラ、キ、キ、
 スル、カ、キ、獨、ら、し、年、バルカン、半、島、法、廷、亦、其、故、即、チ、アル、モ、
 ハ、各、起、テ、上、存、其、ノ、諸、島、ト、ド、ニ、キ、其、他、ノ、地、方、ヲ、割、取、ル、ル、念、
 慮、ヲ、以、テ、一、キ、ト、セ、シ、テ、ル、ラ、キ、テ、豫、メ、バ、ル、カ、ン、諸、國、ノ、政、府、ニ、告、グ、ル、ト、斯
 ノ、如、キ、之、諸、國、ヲ、考、テ、お、ス、カ、ル、キ、ハ、露、國、ノ、キ、キ、望、ニ、就、ス、ト、云、フ、コ、ト、テ、
 此、ハ、ル、カ、ン、諸、國、ノ、折、割、シ、テ、一、國、團、ノ、兵、力、ハ、其、海、軍、ハ、依、リ、一、國、

子別揚ケ以テコクリー止ラヒテ大木土有基ノ竊來ヲ從セシメ自派
 利ヲ得ルコトヲ御本ニシクリトノ共名ヲ以テ滿之ハキ其本を護ル
 疑ハシキモノアリト色及老大能達合ニ政ノ執政ニ事アリル以上ハ
 子岐具原ハ控テノ幼老ニ集ナカレト思フセラルナリ
 又コクリー止ル事ノ違合ニ互リテハ具及徒ハ帝儀ヲ下ニツクイ
 ラ欲スト云フモノモアリ又敬テ之ヲ怒ヤス唯土有基ノ歴制ヲ統
 カルノミテ以テ目的トナスト報スルモノアリ及徒者聖ノ意依来ヲお
 終セカレヌノアルノコトラス今テヨニ於テ之ヲトスルコト善トシテ計ナリト信ス

○續報其一 (三月五日付報表)

クリート事件ニ関スル續報

二月六日付リポート事件ノ状況ヲ報告セシメ奉ル事變ノ進行
 見ルニ二月廿五日リポート英政府ノ議院ニ公言セシ事變ニ関スル
 ノ振動ハ本月五日付リポートアセンストニ於テハ大體ノ使臣ヨリテ
 ニ申述マシタリト云フ々未タ其邊ニ如何ノ知ハスル事形勢ハ
 易トシ難キハ使臣ノ使節返月スルハ何國感情大體ノ共同政
 策亦テテ臆知方ノ界動ヲソトス

英國ノ感情

英國政府カ各月ニテ事ヲ以テ議院ニテシタルクリート事變

之實るに各國共同の政略、敵言ハ事各國間協議ニ成ルに政略
 ナルカ故ニ之ヲ公言セシト想セハ先ツ宜シク各國間ニ打合シテ後
 ニ於テ之ニキリテ之ヲ行ハシテ極道ヲ執一電報ヲ公政府ニ發
 シテ以テ政略ヲ公言シタル實ニ必要ハ單ニ以テ國會議院ニ對シテ政略
 ヲ敵言セシカガ爲ニ也ナリトモ、此キ狀ヲ是ニ大ニ聲ヲミラテ急キテ
 以テ見テハ全ククリト事件ニ關スル國ノ感情殊ニ自由党
 内ノ議論ヲ顧リテ一日モ緩慢ニ所スルカラサルノ狀現アルヲ以
 テナリ自由黨黨人ナリクリト及於テ同情ヲ示シテ希臘政府ノ希望
 同感ヲ表シ居ルハ前信ニ報セセルカ果セル事待ボハ政略
 敵言ヲ默秘スル本月ニヨリ以テ上下各院ニ於テ之ヲ發

ヤシテクリートニ対スル政略ニ関スル討議ヲ為セリ自由黨人士ノ
 ナセル討議ノ概要ハクリートヨリ兵兵ヲ拒コトハ希臘土耳
 ノ西兵トモ全時ニ之ヲ行フコトノ希望ヲ述ヘシルコト。土耳其兵
 ノ引込ハ漸次舉行セシメト云フ政府ノ説明并ニ一時土耳其
 兵ヲ以テクリート嶋ノ警備ニ充ツルコトノ議ニ反対ヲ表セル。又
 大體ニ於テ各國兵同ノ政策ヲ執行セシメト云フ兵兵力ヲ以テ
 希臘ヲ壓抑スルコトニ暗ニ反対ノ意ヲ表シシル。アリテ自由
 黨人士ノ希望ニ同情ヲ示スコトハ明瞭敵フベカラザル事
 ナリ而シテ政府内閣兵ノ答辯ヲ看ルニ稍々躊躇レテ希
 臘ノ希望ヲ抑制スルコトノ果斷ノ實置ヲ執ルニ若クハ非テ

ルカ如く是れ故ナキニテ其若し果斷抑制ノ意置テ朝之レ半獨リ
自由愛人ノ熱心ナル及対ノ受ク一キノニテ其ス政府黨内ノ議多ト
其此政府ニ及対スルニナキナク保セカレハナリ

大邦ノ其合政策

四月二十七日、於テ華盛頓カ殿言ヒルル如ク、
其合政策ハ表面ニ於テハ談合既ニ成リテ本月二日ヲ以テアセン
ニ於ケル各國使士ハ各一ノ公文ヲ希羅政府ニ送致シテ云フ
ルニ、於テ公布セシメテ云フ、其文面ノ要旨ナルモノアルニ、
大邦ハ左ノニテ其合政策ニ同意決定シテ、
於テハ如何ナル場合ニ於テ希羅ト合同セシムル能ハルニ、

土府其政府、其膏ニ向志シタルクリト改革案ノ実施ヲ急リ
 マ以テ各人物ハ土府古帝國ノ國土ヲ保全スルト共ニクリトニ對シ
 土府古帝國ノ管下ニ在テ全然自治制附與スルコトヲ決定シタル
 各侯王ハ高ニ必ズニ附記スルニ以テ主權ヲ實行スルニハクリトヨリ希
 臘ノ海陸兵ヲ引出シテ必要ナルヲ希臘政府ニテ處シ各邦ノ決意ニ
 從ソコトヲ肯ニセサルニ於テハ各邦ハ強行手段ヲ執ル躊躇セカルク
 而シテ希臘兵引出ノ期ハ六日以内ニ限ルベクヲ以テセリト云フは際
 獨リ奇ナル同日ヲ以テ土府古政府ニ申込マレタリト云フ各邦曰一
 ノ公使ニハ土府古兵ヲクリトヨリ引卷クヘシト云フ一政ノ見ハカル
 是ナリ本月ニリソリスバリー侯カ上院ニ在テナル演說ニヨリ土府古

兵ヲソリトヨリ引揚じらる一事ニ關シテハ多少大邦中異議
 ナレケリト蓋シ密摺填等ノ主張ニ依ハリ英政府之に従フノ由ヲ得
 サルニモテタルナラン乎英政府目下其心ハ國內ノ感情ヲ満スセシ
 ン身勢歐洲共固ヲ破ルノ由ヲナシ且結末計ルハカテサルモラ
 恐ルニナリ又或ハ歐洲共固ヲ維持セシ乎勢兵カテ希臘ニ加フルノ
 場合ニ臨ラモ方々之ヲ断行セラル得ヌ為メ國內及對ノ氣焰ヲ増ス
 以ルニナリテ其歐洲共固ヲ維持スルト同時ニ本國ノ國內ノ感情
 ヲ激回行セシメラルヲ欲スルノ形跡屢然トシテ若何ノ体トシテ處スベキ
 モナリ

希臘ノ舉動

53

各報リ希儀政府ニ要求セル過兵時期六日間ニシテ僅クニ唯
 ニリヲ録スアルノミ^{セナルノミナラス}此ル人テ口ニ云ルマテ過兵スヘキ様
 様ノ報道ハ文ニ到達^{セナルノミナラス}既クマテ初志ヲ遂行セント欲スルノ希望アルヲ云セリ
 而シテ^{セナルノミナラス}國ノ感情ノ如キレノ希望ヲシテ一層強カラシムルノ媒介ニ與
 フヘキヤ^{セナルノミナラス}必セリ昨今ヲ以テ^{セナルノミナラス}國下院ノ議久百餘名カ連署シテ希
 儀^{セナルノミナラス}主ニ電報ニ同情ヲ表シタル如キハ既ニ激怒セル希儀ノ士氣
 ヲシテ益々相傳スルニ至ルヘキト云ヒテ^{セナルノミナラス}於テハカラス大レハ希儀ノ返答
 ニシテ愈々各國ノ^{セナルノミナラス}反抗スルニ於テハ各國ノ牙^{セナルノミナラス}シテ兵カク國ノ一キト
 兵カク^{セナルノミナラス}國ノ^{セナルノミナラス}於テハ英政府ハ多少國ノ感情ニ逆^{セナルノミナラス}ラモ之ニ加ハル
 一キキ^{セナルノミナラス}ト事件^{セナルノミナラス}於後ノ^{セナルノミナラス}後^{セナルノミナラス}我熱^{セナルノミナラス}テ^{セナルノミナラス}希儀ノ返答^{セナルノミナラス}如何ニ存スルニ

一、如し而して土厚其、國土ヲ維持しテ、權ヲ抑制スル事
 改革ニ關スル各國、其ノ實效ヲ著シ、其ノ關係ニシテハ、其ノ信
 報通セル
 此等ニ對シテ、説アルヲ、融カレルナリ

○續報其五 (三月十日付報告)

列島ノ要求ニ對スル希臘ノ回答

歐洲各大邦カ連合シテ希臘ニ迫リ本月二日より向フ
 六日ヨリ時期ニテギリト島ニ控ケル希臘ノ陸海軍ヲ悉ク
 撤回セシメ若シ希臘ニ控ケ之ヲ拒ム時ニ列島ニ向テ強
 制手取ヲ用ユルニモ躊躇セサルベシトテ工廠重ノ照会ニ及ヒテ
 ルハ前報ニ於テ之ヲ悉クセリ之ニ對シテ希臘ニ如何ニ決
 策ヲ取ルベキカ將來「ギリト」事件ノ變局ニ一ニ懸ケテ以
 幕尔タルニ島政府ノ邊境ニヨリテ決セラルベキ「ト」其
 峯動ニ一々英京ホヘモ電報サレタルガ彼ニ益口戰備ニ改

々々ル而巳ニテ一兵ガモククリトシテ撤田スベキ模様ハ重ニナリ
 六月ノ期者モ殆ド尽クルニ重トシテ漸ク彼ノ決着ハ其
 一ラシタリカニテ該決着ニ其語調ノ極メテ丁寧滑腕
 ナルニモ拘ハラズ要書ニ於テハ全誌別表ノ要書ヲ吾思ハ
 モノナリ也

今其田卷ノ全文ヲ詳載スルノ煩ヲ避ケ筆ニ其要約ヲ
 抄記セシメ先ツ界殖政府ノ希望モ一般ノ士知ト爲民
 ノ幸福トシテ國ルニ外ナラザルヲ述べ及ニテ希望殖政府ハ多
 年ノ交談トククリトシテ事情ニ最モ諄カナル位ニ至
 ルトニテ其要見ニ別表ニ於テ特ニ重キヲ置カルベキモノ

ナルヲ叙シテ自家立脚ノ地歩ヲ占メシヨリ進ニテ本
 題ニヘリ從來ノ實踐ニヨリ自治制ノ如キハ到底未知ト爲
 臣ノ福利トシテ目的トセシ列強ノ高尙ナル希望ニ適応スル能
 ハカ實際ニ悉スルノ一途ニ唯希猶ニ合係セシムルニ在リト論斷
 之次ニ陸海軍撤去ノ問題ニ絡リテ曰ク目下海上ニ既ニ列
 強艦隊ノアルアリ且該艦隊ニ於テ將來未爲其兵ノ増進
 上陸ヲ許サシムルニ於テハ敵ヲ希猶ノ軍艦ヲ卷クコトナリト
 述ヘ、當ノ處ニ於テハ必懸ヲ見サルモ陸兵ニ至リテハ内地ノ平
 和ト秩序トヲ保ツ者ノ之ヲ強メシムルニ極メテ必要ニシ
 テ希猶政府ハ之ヲ撤回シ可憐ナル島民ヲシテ三國友誼

徒ト上る其兵トノ慈悲ノ下ニノコラシムルハ到底其高スニ忍ビ
 サル者ナリ若シ夫レ之ニ及シ列島ニ於テ希彌陸兵ニ抱カシ
 島民艦隊ノ任ヲ以テセシハ希彌政府ニ固リ盡シテ其
 ニ及リ不ヨシテ島民ノ平穩ニ復セシ以上ニテアグリト
 ヲ妙クニスベキヤノ同題ニ島民自ララシテ之ヲ決セシムハ
 可ナラレズト

之ヲ要スルニ希彌ノ面々ニ列島ノ斷絶タル亦一目下ノ状
 態ニテハ何等ナルヲアルモアグリトヲ希彌ニ合併セシメス
 亦ニ別島ニ該島ニ於テ完全ナル自治制ヲ執リスベシ
 三陸ヲ希彌ニ一變ノ期限内ニ悉ク其陸海軍ヲ撤回

又ト云フ各要攻ニ付キテハ皆反對ヲ唱ヘタルモノニシテ其
 内独リ軍艦ヲ召還スルニハ同意シタルモ希猶ノ軍艦ハ
 固リ之ニ十數倍セル列島聯合艦隊ノ勢力ニ當ルニ足ラサル
 ナリテ攻撃ニ乘シ体裁ヨキ口実ヲ強ヒテ之ヲ撤回スルニ決
 シタルヤモ知ンバカラズ殊ニ其回答書中ニモ以實際同島軍
 艦ノ總テヲ引リト進出ニ強ヒ乘クニモ及ズト云ヒ其内最モ
 有用ナル甲鉄艦ハイドラ外一隻ハ既ニ呼還サシタルモ他
 ノ小軍艦ハ數隻為依然トシテ引リト在リト報達セラレ
 ル位ニシテ之ヲ總ガルニ列島ノ命令的要求ハ全端希猶ノ為メ
 ニ拒絶サシタリト云フモ過言ニアラサルナリ

列島之趨勢

希臘之回答が否定的ナルベキハ既ニ其一兩日前ヨリ判然推
 察せしむルノミナラズ改ニ彼がクリートヨリ一兵ヲモ動カスノ模倣
 ナキハ其列島ノ要求ニ応セザルモノナルヲ事實ノ上ニ証明シテ餘
 リアリ然ルニ六次邦ニハ其間ウチナルヲナシツアリタ
 ルカ彼亦ハ殆ド年ヲ空シクシテ希臘ノ回答ヲ待ケト回答
 ヲ得タル上ニテ更ニ交渉ヲ促キツアリ其交渉ノ事項ハ
 得難ニ之ヲ知り難キモ蓋シ希臘ニ對スル強制手筈
 實施ノ方法ホト止マラズシテ為ルニ無クヨラズ平和ニ妥協ヲ
 求ムルノ方策ヲ謀セウシツアルナラン

是之ガリート近海ニ於ケル列島ノ艦隊司令長官ハ布
 通カ列島ノ要求ヲ拒絶シタル場合ニ於テ断リスベキ強制
 方法ニ付提議ヲ遂ケ各其本土政府ニ具申シ且該提
 議ノ之否ニ既ニ之ヲ認可シタリト近傳説セラレ尤モ独ノ如キ
 ハ僅カニ一隻ノ軍艦ヲ地中海東部ニ有スルニテテ独希
 ガ愛社ヨリ熱心ニ為ル公法提議ナシ我ノ下ニ懲罰的發
 令ヲ希痛ニ加ント主張シタルモ或ハ亦該好意ヲ迎フル他
 ノ内志ノ存シタルニテ其諾否ニ所謂歐洲共同ナルモノ
 成否ニ關係ヲ有スルモ該共同ノ結果若クハ目的タル事
 業ノ実行ニ殆ド何ホ、重クモナキモノナリ之ニ反シ自條ノ三

八々のニ至リ之ヲ更改スルハ能ハザルベク少ナク此共同地
 制リ約ミタル現在内閣ノ類ニ復サレザル限リハ同一方針ヲ
 取ルニ趣キナリ不レテ目下英米ハ勿論佛、露、西米ニ於テモ改
 府党ハ尙十カノ多数ヲ議院ニ擁シ居ルヲ以テ今後意外ノ
 変リヨリナキ限リハ列國共同ナルモノハ其内部ヨリ破裂ヲ来ス
 下ニアラザルベシ尤モ民自委スル諸國ノ希望強ニ英政府ノ
 轉ニ其効ヲ奏セシハ或ハ兵カニ訴ヘズシテ他ニ治路
 ヲ出スルトモナラシキ然レモ若シ至急ニ能力を以テ用
 ヒサレバ善悪共ニ事ノ伸ノ進ハ其爲モ遅クトシテ俄
 ニ其結果ヲ見ル能ハサズト思ハル

英王新寸紙ノ所論

此紙際付記し要クベキハ英王新寸紙ノ所論ナリ彼亦
 ハ現政府ヲ補助スルモノトモモ為ラ巴ムヲ得サルニアラサシ
 ハ兵力多寡ニ訴フルヲ好マザル本心ナルニ加ヘテ希願ニ面答
 書ガ草商ニ列王ノ要求ヲ拒絶セズ願ル多辯ニシテ且丁
 寧ナル語調ヲ用ヒタルボヨリ推測ニテ希願ハ尙継続
 談判ヲ希望スルモノナリト論定シ(バルフォア氏ノ如キモ最初
 ヲリ列王ノ連合要求書ノモノガ既ニ「アルクメー」タルニハアラ
 サリトテ述ベタル程ナリ)隨テ此等ニ兵力法制ヲ用ヒズニテ
 多少交讓的ニ根ヲ遂クルノ利益ナルヲ説ケリ云々其

安根蒙トシテ提論スル要ヲ見ルニ

一、クリートヲ自治制トナスト共ニ希臘王王子ジョージ
親王ヲ以テ其^ガ總督トナス

一、希臘兵ト土爲其兵トシ同時ニ撤去セシムル

一、希臘兵ヲ解隊ノ上憲兵トシテ使用スル

等ナリ然レモジョージ親王ハ其義上チカラモ土帝

自權ノ下ニ總督タルヲ承諾スベキヤ從令ハ之ヲ承諾

スルモ山内ノ面友徒ニ之ニ服スベキヤ又ジョージ親王ハ一方

ニ於テ列王ノ干涉保護ヲ甘ズベキヤホノ難問ヲ生シ亦ニ

土帝西王ノ兵士ヲ同時ニ撤回スルハ列王ガ土帝ニ照念

ことん盡ト全ク其趣ヲ変スルノミヤラズ（列王ハ初メ土帝ニ
 向ツテクリトトテ自治トナスニ付希彌兵ハ終令ハ武力ニ依
 賴スルモ之ヲ撤回セシメト公言シ次ニ又希彌兵撤回ノ後ニ
 追々土留其兵ヲモ撤回スベシト照會セリ）忽チ其後ノ致シ
 テ終リ終ホキモ非常ノ事支ツル生スベク亦三希彌兵
 ヲ憲兵トナスト其名稱ノ妙リニ係ラズ列王カ最モ
 主点トシテ要求シタル撤兵ノ請ホリ致シ業スルモノシテ
 土帝トノ交渉ヲ始メ全段ノ水泡ニ帰シ且クリト
 ノ自治ハ唯其名ヲ存スルノミヤラズニホ何レモ種々ノ難
 問アリテ免カズ殊ニ引合ハスノ如キハ飽ク追及初列王

ノ要求ヲ貫キ大邦共同ノ威嚴ヲ損セズシテ埃難局ヲ
 排スベシトモ思ハレタリ之レト曰フニ一方マセドニヤセツサ
 リ一地方ニ於ケル土布西軍ハ僅カニ境界線ヲ隔テ
 ・我對面ニ何時衝突ヲ起スヤモ計ラレサルノ状況
 ニテ今後ノ変態ニ容易ニ測知シ難キノ徴アリ

軍令部

0463

軍務局

次官

大臣



外務省

送第 六五 號

軍事課



「クリート」島事件之突し別紙之通、
在英加藤公使より續報有る事、
此等及此送付の他
明治三十四年五月一日

外務大臣伯爵大隈重信



海軍大臣侯爵西郷從道殿

「クリート」事件続報

「クリート」事件に關してハ前報ヲ以テハ天列國カ希像ニ
 對シテ要求并ニ希像政府カテノ要求ニ對シテハ
 セシ抗議ノ概要ホ詳細報告セリ爾來歐洲衆目カ列
 國政府カ希像ニ對シテ執ルハ強割存如何に注ケリ殊
 ニ強割ニ對テ用ユルハ強割ニ對テ也ハ信用セル所ニ佛伊英
 ノ決心如何に注ケリ希像政府カ列國ノ要求ニ對シテ抗議ヲ
 提セシ以テハ既ハ六日ヲ経ルニ列國ノ決心未ダ如何に注ケリ
 而テ昔々ニ佛國總理カ外相カ強割ニ於テ敢言セン
 改略ノ要旨ニヨリ且ツ其改略ハ強割存多數ノ協賛ヲ得ルニ

ニヨリ漸ク多クナルニ至リテ此ノハテソリスバリー
 侯カレ國上院ニ於テ教言セハ言ニヨリ列國ノ決心ハ一層分
 明トナシリ即チ列國カ教日間協議ノ末遂ニソリスバリー島封鎖
 ヲ決行スルノ議ヲ議ノソリスバリー島海ニアル各邦海軍ノ各日令
 友ニ對シ封鎖執行ノ命令ヲ發シタルト是ナリ
 此種制在あヲ決行スルトニツキテハ露獨境ノニ帝國ハ素
 ヲリ異議アルナリ唯佛伊美ノ三邦ニ於テハ政府ニ於テ既決
 スル所ナルニ拘ラス或ハ多少其間ノ物議ヲ惹起スツトアルハ
 左シタ今ノノ様様ニヨリハ名ニ初チ少クモ英仏改訂ニ於テハ
 物議ヲ懸スルニ至ルノ多ク教ヲ議院ニ有スルノ状況ナリハルヲ

此我ハ陛下ノ教言シテ回リ英政府ククリー止ニ成スル改修ハ
 かり止ハ自由歐洲ノ不和ニ妥息ニ迄キスト又佛ノ外相ア
 ノートレ式ノ佛ノ議院ニ教言シテ回リ佛ノ改修ハ三日改策
 ニヨリテ歐洲言ハテ維持シテフクリー止ノ自治制ヲ行フニ
 アリト相ノ教言ハ唯言信ニ山異アルニ英佛ニ於テ改
 府カ希臘ニ對シ強制手取ルニ及テモ物議ハ歐洲
 不和ヲ維持スルニ宜アリトノ趣方ヲ以テ歴シ時ニ且ツフクリー止
 ノ自由若クハ自治制ト云フニ義ヲ以テ裁奪カ及テ爲ノ氣焔ヲ
 慰シ得ベキ以テ仍テ之ヲ希冀ニ於テ尚ホ一層ノ反抗
 ヲ試シ列國ノ兵ト干戈お見ルト云フコトキ切實ヲ見ルニ於テ

換言すし、希羅カ列國、封鎖ニ付し其抗議ヲ引去ル、
於テハ英佛及討ノ物議モ大ナル弊ヲ有スルニ色ラフレテ止マレ
手

明治二十年三月十七日

大臣

次官

大隈外務大臣

第三十八號

電信譯文

明治三十年五月十二日發
在英 加藤公使

加藤公使

軍務局

軍事線

8970

軍令部

希臘軍ハ益々利アラズ此上土耳其ノ進軍ヲ抗拒スルノ望ナキニ依リ
列國ハ五月一日ヲ以テ調停ヲ申出テ先ツ休戦セシメ尋テ永久ノ
締約談判ニ及ハントセシニ希臘ハ直ニ之ヲ承諾シタリ今ヤ土耳其
ニ向ヒ開談スヘキ運ニテ其ノ答覆ハ多分之ニ同意ノ方ナルヘシ平
和ノ條件ハ穩當ニシテ即チ戦事貽償金其他瑣少ノ要求遍
キザルベシ



大臣 濟

次官 壽吉

軍務局

6970

軍令部 通

電報訳文

軍務局

ありき

通

村上

陸

諸強國ハ他乙ノ申出テタル条件ヲ包含セ
ル通知書ハ希臘、贈レリ

他乙ノ申出ラタル条件トムククリーシ島ヨリ希
臘兵ヲ全ク撤去セシムキコト、ククリーシ島ノ
自治、同意スヘキコト及ヒ列国会議ヨリ提供ス
ヘキコト、全然同意スヘキコト是ナリ

希臘ハ此条件、同意シ隨テ在ラシムスタンケノ
アル、各国外公使ハ今土耳其政府ヲシテ休戦ノ
議、同意セシム運動中ナリ然レバ土耳其其ノ許セ

敵愾ノ念ハ頗ル高シ

敵愾ノ念ハ頗ル高シ

軍務局長

0470

軍務局

大臣



聯合諸強國殊ニ露細亞ハ如何
ナル方法ニテモ土耳其ヲ強大ナラ
シムルコトヲ好マス
希臘ハ再興シテ「エピラス」ニ進入シ
「アフリピアンダ」ヲ占領セリ
強國ノ使節ハ土耳其皇帝ニ攻戦
ヲ中止スルコトヲ強請中ナリ



大臣

次官



五月十日



軍令部

軍令部

電報訳文

三吉 出



土耳其政府ハ其提出ニ係ル条件ノ承諾ヲ得ルニ
ラサレハ休戦ヲ為スニ同意セズ該条件中ニ希臘
領トセサリシノ割讓ト償金一千万磅力ノ支拂トソ包
含セリ此条件ヲ約諾セザル限リハ土耳其其兵ハ進
軍ヲ継続スヘシト謂フ

土耳其コレスタンチナゲル駐在歐国諸使節ハ前記ノ条
件ヲ変更セシメント勸誘中ナリ

諸強國(他處ソ包合ス)ハ「セサリ」ノ割讓ハ將來同
ルカシ全半嶋ノ危険ノ地ニ置キ秩序ヲ害スルコトナ
ト認メ斯ノ割讓ハ断然反對スルコトニ決シキナリ

1271

午後フアルタ及フカリビアンダノ向、攻戦アリ希ク
兵ハフアルタヨリ撃退セラレ五百キヤ人申士官ニヤ人
ノ死テヲ振キナリ

ナリ
土耳其兵ハフセスカリノ南部ヲドモコトノ向ケ進軍中

大臣



次官



軍務局

0473

軍令部



おひたゑる



電報訳文



希臘兵ハコエビラニ於テ勇戦ヲ為シ接戦
四十時間ニ及ヒ殆ント絶向ナカリシ

日耳曼ハコンスタンチノーブルニ於テ單獨
合諸強國ト異ナリタル政策ヲ採リ土耳其帝
希臘ノ財政ノ歐洲諸國ノ監督ニ付スルコトヲ主
張スヘシト勸誘中ナリ

大臣濟

次官

軍務局

0470

軍令部

電報原文

希臘軍ハ終日戦闘ノ後「ドモコス」ヲ棄テ、「オス
リス」山ノ方向ニ退却セリ

在「コンスタンチノブル」ノ諸國公使ハ日曜日ニ土耳
其廷ニ書ヲ贈リ土耳其政府ノ要求ヲ願ミスニテ
休戦ノ約束ヲ請求シ且全改メハ土耳其ノ希
臘ヲ挫折スルトヲ許サバルヘキ旨ヲ申込ミタリ
土耳其政府ハ此書面ニ接スルヤ更ニ評議ヲ催
シ其間土帝ハ將軍「エドムパシヤ」ニ攻撃ヲ促
シ「オスリス」ヘキ旨ヲ命令シタリ

九月二十四日

大臣

次官

軍務局

軍令部

0475

此處不明



電信譯文

三十年五月十七日發
十九日着

在英

加藤公使

第四拾肆

土耳其國政府ハ休戦ニ同意スルニ先々平和締結ノ基本トシテ左ノ條件
承認ヲ要スル旨列國ニ答ヘタリ

第一、セツサリー州ヲ保有スル

第二、土耳其國通貨壹千萬元ヲ賠償セシムル

第三、土耳其國ニ於ケル希臘國ノ治外法權ヲ撤去スル

第四、捕虜更換ノ約定

列國ハ此等ノ條件ヲ過大ト認ムルヲ以テ多分之ヲ容認セザルベシ

大臣



電信譯文
廿年五月十九日發
四月二十日着

大隈外務大臣

在英
加藤公使

村上

次官



第四拾三號

0476

軍務局



列國殊ニ露國皇帝ノ強制ニ依リ土耳其皇帝ハ遂ニ戰鬥停
止ノ命令ヲ發セリ然レ氏ハ同國軍隊ハ其前益々勝利ヲ得タリ
平和回復ニ関スル同皇帝要求ノ不当ナルコトニ付テハ列國之ニ同
意セルモノ、如シ

軍令部



大臣
次官

軍務局長

2270

軍令部長

電報款文

「エドム、ハ、ハ、ヤ、ハ、交付、ヒ、ヒ、休戦、命令、
露帝、ヨリ、直接、土帝、ニ、請要、ヒ、ヒ、依、
歐洲、強國、目下、土政府、通牒、對、ヒ、回答、
為、ヒ、先、ク、交渉、中、ナリ、
日耳曼、目下、他、強、ト、共、ヒ、コンスタンチノープル、
於、テ、聯合、運動、ヲ、為、ヒ、ト、為、ヒ、リ、



3/21/11

[Handwritten signature]

大臣

次官

軍務局長

8478

軍令部長

電報本文

四百人、豆末利加義勇兵及こ五十人、
 佛国義勇兵ハ雅典ニ到着シ軍隊ニ加ハ
 ルノ目的ヲ以テ戦地ニ派遣セラレタリ
 希臘將來、余達ハ暗陰タリ其軍隊ノ
 雅典ニ泊リタル日ハ騷擾ヲ起シ剩ハ革命
 ヲモ意起スハト也アリ

出羽

陸軍省

陸軍省

村山

陸軍省



海軍大臣

軍務局

次官



電報寫

平和條約書中土耳其政府列國
 大使列國談判中土耳其政府列國
 事務局出羽其政府申出條件御承知ナル
 六月八日 倫敦 島村

軍令部長宛

六月八日 倫敦 島村

大臣



心友



明治二十七年七月廿七

大隈重信

揮毫の作を奉る。林公は子以て虎
其の意を好む。虎は其の意を好む。虎は其の意を好む。

虎

西郷海軍大臣

0480



電信譯文
三十年七月二十三日
有

左存

大隈外務大臣

林公使

共五十七所

土耳其列島、希臘、保國境區劃、等語
八九名、七月二十三日、以三言、云々